

指定廃棄物最終処分場の候補地提示に至るまでの経緯

平成 23 年

- 6 月 環境省が福島県内に放射線で汚染されたガレキ、汚染土壌の最終処分場を整備したいと打診。
- 8 月 13 日 細野原発事故担当大臣が、市町村毎に仮置きし、福島県を最終処分場にすべきではないと発言。
- 8 月 27 日 菅総理が、福島県知事に対し、福島県内に中間貯蔵施設を整備したいと発言。
- 8 月 30 日 放射性物質汚染対処特措法が公布。指定廃棄物は国の責任で処理。
- 8 月 31 日 学識経験者の検討会の議論を経て、8000Bq/kg 超え 10 万 Bq 以下の廃棄物の最終処分方法（セメント固型化→管理型埋立 or 遮断型埋立）を通知。
（環境省職員が説明会や市町村への現地回りを通じて既存施設での処分を進めるよう取り組んだが、既存施設の周辺住民の反対、固型化設備の設置の必要、処分場容量を多量に消費することから、これまで実績なし）
- 10 月 29 日 中間貯蔵施設のロードマップを公表し、各県で発生した指定廃棄物は各県の既存施設で処分（福島県で 10 万 Bq/kg 超え指定廃棄物は中間貯蔵施設）を進める方針を示した。
- 11 月 11 日 特措法に基づく基本方針で発生県内での処理を閣議決定
閣僚懇談会で環境大臣が関係閣僚に人員を含めた体制整備の協力依頼
- 11 月 18 日 関係省庁（国土交通省、農林水産省、経済産業省、厚生労働省）からの協力を得て、環境省内に指定廃棄物対策チーム発足

平成 24 年

- 1 月 1 日 特措法が本格施行。
- 3 月 30 日 環境省が「指定廃棄物の今後の処理の方針」を公表（原災本部に報告）
発生量が多く保管がひっ迫している県で国が最終処分場を整備する方針を示す。
また、平成 26 年度末迄の施設整備スケジュールを示す。
- 4～5 月 8000Bq/kg 超えの廃棄物の発生量が多く保管がひっ迫している宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県に対して候補地選定の協力要請。

- 7月19日 栃木県市町担当課長会議を開催して選定手順、評価基準、提示方法について説明。市町村からの特段の意見なし。(また、選定作業はこれと並行して進め、現地踏査を7月下旬に実施し、8月に候補地の精査の作業を実施し、報告を作成。)
- 8月6日 茨城県市町村担当課長会議を開催して選定手順、評価基準、提示方法について説明。市町村からの特段の意見なし。(また、選定作業はこれと並行して進め、現地踏査を8月上旬～中旬に実施し、9月まで候補地の精査の作業を実施し、報告を作成。)
- 8月10日 宮城県市町村担当課長会議を開催して選定手順、評価基準、提示方法について説明。市町村からの特段の意見なし。
- 9月3日 栃木県及び矢板市に候補地を提示。
- 9月27日 茨城県及び高萩市に候補地を提示。
- 10月4日 高萩市長が副大臣を訪問し、候補地の白紙撤回を要望。
- 10月16日 副大臣が、栃木県知事、茨城県知事を訪問。栃木県知事、茨城県知事に対し、引き続き、最終処分場確保に係る協力を依頼。
- 10月22日 矢板市長が副大臣を訪問し、候補地の白紙撤回を要望。
- 10月25日 宮城県の主催で、第1回指定廃棄物最終処分場等に係る市町村長会議を開催。
- 10月30日 宮城県知事が、市町村長会議で出された意見を大臣、副大臣に伝達。
- 11月16日 衆議院解散
- 12月16日 衆議院議員総選挙
- 12月26日 新政権発足

平成25年

- 1月4日 副大臣、政務官が栃木県知事、茨城県知事、矢板市長、高萩市長を訪問。前政権が行ってきたこれまでの取組について検証を行い、今後の進め方について検討することを伝達。

各県における8,000Bq/kg超保管量 (平成24年11月末時点)

添付資料2

(単位:トン)

	焼却灰	下水汚泥 (灰・スラグ)	浄水 発生土	農林業系 副産物等	その他	合計
宮城県	0	0	1,011.2	4,873.0	16.3	5,900.5
茨城県	2,286.2	925.8	0	0.4	0.2	3,212.6
栃木県	1,955.6	2,200	727.5	8,844.0	0	13,727.1
群馬県	0	458.3	672.8	0	0	1,131.1
千葉県	1,870.8	542.2	0	0	189.1	2,602.1

指定廃棄物の指定状況(平成24年12月28日時点)

添付資料3

都道府県	焼却灰				浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農業集落 排水汚泥		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	焼却灰 (一般)		焼却灰 (産廃)		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
	件	数量(t)	件	数量(t)														
岩手県	5	181.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	176.4	6	357.5
宮城県	0	0	0	0	8	1,011.2	0	0	0	0	0	0	2	2,238.2	4	0.4	14	3,249.8
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.7	3	2.7
福島県	146	64,869.8	32	1,585.9	30	2,174.3	3	168.1	32	8,685.8	0	0	2	30	23	598.6	268	78,112.5
茨城県	15	2,097.7	0	0	0	0	0	0	2	925.8	0	0	0	0	1	0.2	18	3,023.7
栃木県	15	1,791.4	0	0	10	584.5	0 (1)	0 (67)	8	2,200	0	0	10	4,715	0	0	43	9,290.9
群馬県	0	0	0	0	5	450.6	1	127	2	171.1	0	0	0	0	0	0	8	748.7
千葉県	24	1,809.6	2	0.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	189.1	32	1,999.3
東京都	1	980.7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	981.7
新潟県	0	0	0	0	4	1,017.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1,017.9
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8.6	1	8.6
合計	206	71,730.3	35	1,587.5	57	5,238.5	4	295.1	44	11,982.7	0	0	14	6,983.2	39	976.0	399	98,793

※栃木県の浄水発生土(工水)(1件、67t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。

指定廃棄物の濃度分布

添付資料4

- 放射性物質汚染対処特措法第16条に基づく報告、第18条に基づく申請により指定された、12月28日時点の指定廃棄物の濃度分布を以下に示す。 単位:トン

都県	8,000～10,000 (Bq/kg)	10,000～30,000 (Bq/kg)	30,000～50,000 (Bq/kg)	50,000～100,000 (Bq/kg)	100,000～ (Bq/kg)	合計
岩手県	176.4	181.1	0.0	0.0	0.0	357.5
宮城県	244.0	3,002.4	0.0	3.3	0.1	3,249.8
山形県	1.8	1.0	0.0	0.0	0.0	2.7
福島県	11,132.7	54,666.5	9,969.3	1,473.5	870.6	78,112.5
茨城県	458.5	2,565.0	0.2	0.0	0.0	3,023.7
栃木県	196.6	8,062.2	782.0	250.0	0.0	9,290.9
群馬県	125.0	527.7	96.0	0.0	0.0	748.7
千葉県	229.5	1,334.8	147.0	288.0	0.0	1,999.3
東京都	980.7	1.0	0.0	0.0	0.0	981.7
新潟県	0.0	1,017.9	0.0	0.0	0.0	1,017.9
静岡県	0.0	8.6	0.0	0.0	0.0	8.6
合計	13,545.1	71,368.1	10,994.5	2,014.8	870.7	98,793

※1件の申請の中で、濃度の異なる複数のロットが申請されている場合は、平均濃度により濃度分布表を作成

指定廃棄物の処理の方針などについて

参考資料

放射性物質汚染対処特措法(放射性物質に汚染された廃棄物の処理)

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定
※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物
処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に
基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設
の焼却灰等の汚染状態
の調査(特措法第16条)

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調査
(特措法第18条)

申請

②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定
※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

国が処理

不法投棄等の禁止

特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物

廃棄物処理法の規定を適用(市町村等が処理、一定の範囲については特別の技術基準を適用)

- 放射性物質汚染対処特措法の基本方針(平成23年11月11日閣議決定)において、県内で発生した指定廃棄物は当該県内で処理することが定められています。

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針(抜粋)

- 3. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項
 - (3) 指定廃棄物の処理に関する事項
 - (前略)

指定廃棄物の処理は、水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については厚生労働省、公共下水道・流域下水道に係る発生汚泥等については国土交通省、工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については経済産業省、集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物等及び農林業系副産物については農林水産省と連携して、環境省が行う。また、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとする。

指定廃棄物の今後の処理の方針

(平成24年3月30日)

参考資料

- 放射性物質汚染対処特措法の基本方針に基づき、環境省では地方公共団体と指定廃棄物の処理に係る協議を進めてきたところであり、平成24年3月30日に「指定廃棄物の今後の処理の方針」を公表（3月30日、原子力災害対策本部に報告）

指定廃棄物の今後の処理の方針のポイント

- 国は、既存の廃棄物処理施設の活用について、引き続き検討を行いつつ、今後3年程度(平成26年度末)を目処として、指定廃棄物が大量に発生し、保管がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場など(福島県において10万Bq/kg超の指定廃棄物は中間貯蔵施設)を確保することを目指す
- 指定廃棄物の最終処分場を新たに建設する必要がある場合には、都道府県内に集約して設置し、その設置場所は、必要な規模や斜度を確保し、土地利用の法令上の制約がなく、最終処分場建設に適している候補地を、国有地の活用を含め、都道府県毎に複数抽出。その後、複数の候補地の中から現地調査などにより立地特性を把握した上で、国が立地場所を決定
- 国は、最終処分場が設置されるまでの間、当面、焼却、乾燥、溶融などの中間処理を行い、保管の負担を軽減。農林業系副産物(稲わら、牧草など)は、既存の焼却施設で焼却出来ない場合、仮設焼却炉等を設置

県全域を対象とし、①～④の手順に基づくスクリーニングを実施し、候補地を選定する。

- ①必要規模や地形勾配を考慮した国有地を抽出
- ②法令面の制約のない国有地を抽出(1次スクリーニング)
- ③最終処分場の適地として望ましくない地域、自然的条件、社会的条件等を確認し、複数の候補地を抽出(2次スクリーニング)
- ④複数の候補地に対して現地踏査等を行い、最終的な候補地を選定

指定廃棄物の最終処分場候補地選定フロー

参考資料

